

財 務 局 長 殿

大蔵省理財局長 中尾博之

### 地方公営企業の財政再建の取扱いについて

地方公営企業法の一部を改正する法律(昭和41年7月5日法律第120号)の施行により、財政状況の極度に悪化している地方公営企業で当該企業を経営する地方公共団体自体の努力のみによってその建て直しを図ることが困難なものについては、財政再建債の発行等国の援助、協力のもとに計画的にその財政再建を進めることとされたが、この場合における具体的取扱いについては、自治省において当省と協議のうえ決定した「地方公営企業の財政再建取扱要領」(以下「取扱要領」という。)に基づき措置することとなった。また、当省としては、これに伴う取扱いについて下記の要領により措置することとしたので、充分了知されたい。

### 記

#### 1 財政再建の申出

(1) 地方公共団体が地方公営企業法(以下「法」という。)第43条第1項の規定により自治省に財政再建の申出をする場合は、同時に次に掲げる書類3部を所轄の財務部を経由して財務局(財務局の直轄区域内にある地方公共団体は、2部を直接財務局)に提出するよう求めるものとする。

ア 地方公営企業法施行規則(以下「規則」という。)別表第22号様式による財政再建申出書及び議会の決議書の写し

イ 取扱要領第2.1.(2)のア～ウに掲げる書類

ウ その他必要と認められる書類

(2) 財務局は上記(1)に掲げる書類の提出を受けたときは、財政再建申出意見書(別紙様式)を作成、添付してできる限りすみやかに本省に進達するものとする。

(3) 本省は上記(2)による書類の提出を受けた場合には、自治省と協議のうえ、当該地方公営企業の財政状況を審査し、法の規定を適用して財政の再建を行なうことを必要と認めるときは、指定日を指定し、その旨を財務局に通知するものとする。

## 2 財政再建計画の事前協議

- (1) 指定日の指定後、地方公共団体が財政再建計画を策定するに当たり、取扱要領第3.1により自治省と事前協議を行なおうとする場合には、取扱要領第3.1(2)のア、イに掲げる書類その他必要と認められる書類3部を所轄の財務部を経由して財務局(財務局の直轄区域内にある地方公共団体は2部を直接財務局)に提出するよう求めるものとする。なお、取扱要領第3.1(1)により都道府県が管下市町村の計画を取りまとめて自治省と事前協議を行なう場合には、そのとりまとめたものにつき提出を求めるものとする。
- (2) 財務局は、上記(1)に掲げる書類の提出を受けたときは、財政再建計画意見書(別紙様式)を作成、添付してできる限りすみやかに本省に進達するものとする。

## 3 財政再建計画の承認

財政再建計画が自治大臣の承認を得た場合には、所管の財務局又は財務部は、遅滞なく当該地方公共団体に対し、承認を得た財政再建計画の提出を求めるものとする。なお、財務局又は財務部は、財政再建債の許可等事後の諸手続を円滑に行なえるようあらかじめその内容について充分検討しておくものとする。

## 4 財政再建計画の変更

財政再建計画の変更については、上記2.財政再建計画の事前協議及び3.財政再建計画の承認に準じて取扱うものとする。この場合において、財政再建計画の変更、事前協議にあっては、取扱要領第5.2.(2)のア～ウに掲げる書類その他必要と認められる書類に財政再建計画変更意見書(別紙様式)を作成、添付してできる限りすみやかに本省に進達するものとする。

## 5 財政再建の許可

- (1) 財政再建団体が法第50条の規定により、財政再建債の発行又は起債の方法、利息の定率若しくは償還の方法の変更について自治大臣に対し許可の申請をしようとする場合には、次に掲げる書類の3部を所轄の財務部を経由して財務局(財務局の直轄区域内にある地方公共団体は、2部を直接財務局)に提出するよう求めるものとする。
  - ア 規則別表第25号様式による財政再建債許可申請書(退職手当債にあっては取扱要領別紙第2号様式による退職手当債許可申請資料を添付すること。)
  - イ 規則別表第26号様式による財政再建の起債の方法等の変更許可申請書
  - ウ その他必要と認められる書類
- (2) 財務局は、財政再建債発行の許可申請につき、上記(1)に掲げる書類の提出を受けたときは、財政再建債意見書(別紙様式)を作成、添付してできる限りすみやかに本省に進達するものとし、起債の方法等の変更の許可申請の場合には、上記(1)に掲げる書類を遅滞なく本省に送付するものとする。
- (3) 財政再建債の発行又は起債の方法、利息の定率若しくは償還の方法の変更につき自治省

との間に協議が整った場合には、本省は遅滞なくその旨及び内容を財務局に通知するものとする。

- (4) 法第49条の赤字の企業が、法第50条において準用される地方財政再建促進特別措置法第24条第1項の規定により起こす退職手当債については、上記(1)～(3)までに準じて取り扱うものとする。

## 6 財政再建計画の実施状況報告

- (1) 財政再建団体が法第50条の規定により財政再建計画の実施状況を自治大臣に報告しようとする場合には、次に掲げる書類3部を所轄の財務部を経由して財務局(財務局の直轄区域内にある地方公共団体は、2部を直接財務局)に提出するよう求めるものとする。
- ア 規則別表第28号様式による財政再建計画実施状況報告書
  - イ 取扱要領別紙第1号様式による財政再建計画資料(計画と決算とを対比したもの)
  - ウ その他必要と認められる書類
- (2) 財務局は上記(1)に掲げる書類の提出を受けたときは、財政再建計画実施状況意見書(別紙様式)を作成、添付してできる限りすみやかに本省に進達するものとする。

別 紙

財政再建申出(財政再建計画、財政再建計画変更、  
財政再建債、財政再建計画実施状況)意見書

昭和 年 月 日

地方公共団体名		事業名	
財 務 局 所 見			

(記載要領)

- 1 地方公共団体の提出資料に記載された計数等のうち重要と思われるものについては、詳細に審査し、その真偽を確認すること。また、提出資料に記載されていないことで当該申請等に関連して重要と思われること(計数面に現われ難い当該企業の特殊事情等)があれば、できるだけ詳細かつ具体的に記載すること。
- 2 財政再建申出、財政再建計画等地方公共団体の議会の議決を要するものについては、議決の可能性等議会の動向につき記載すること。また、労働組合、地域住民その他における反響についても適宜報告すること。
- 3 40年度末の不良債務又は実質赤字の金額の積算について特に念査すること。
- 4 赤字解消合理化計画について特に念査することとし、必要と認める場合には、一般会計の長期計画、不用財産調等別途資料を提出させること。
- 5 財政再建債の査定にあたっては(財政再建債許可申請の場合のほか、財政再建計画に記載される財政再建債の規定を含む。)、赤字債については昭和40年度の不良債務または実質赤字の範囲内における一時借入金の償還及び未払金の支払いに充てるため真に必要な額であるかどうかを具体的に検討することとし、また退職手当債についてはその対象とする退職職員の範囲が法及び取扱要領の基準に合致するものであるかを審査することとし、いずれについても財務局の査定金額を記載すること。
- 6 財政再建計画の変更については、その変更の理由、内容等が法及び取扱要領の規定に合致するかどうかを充分検討すること。
- 7 財政再建計画の策定(その変更を含む。)に伴い、条例、管理規程等の制定改廃、労働条約の改訂等が必要とされる場合には、取扱要領別紙第1号様式第7表の記載のほか、その制定等の見通し等につき適宜詳細かつ具体的に記載すること。
- 8 財政再建計画実施状況報告にあつては、計画と実績が相違している場合には、その原因を詳細に究明することとし、また収益の増加分のうち不良債務または累積欠損金の解消にあてられていないものがあるかどうか特に重点をおいて検討するほか、翌年度以降の見通しや修正計画の妥当性等についても充分検討すること。